

# 財政健全化判断指標

## 財政健全化判断指標とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)に基づき算出した健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)に、公営企業(下水道事業)の資金不足比率を合わせた5つの指標をいう。

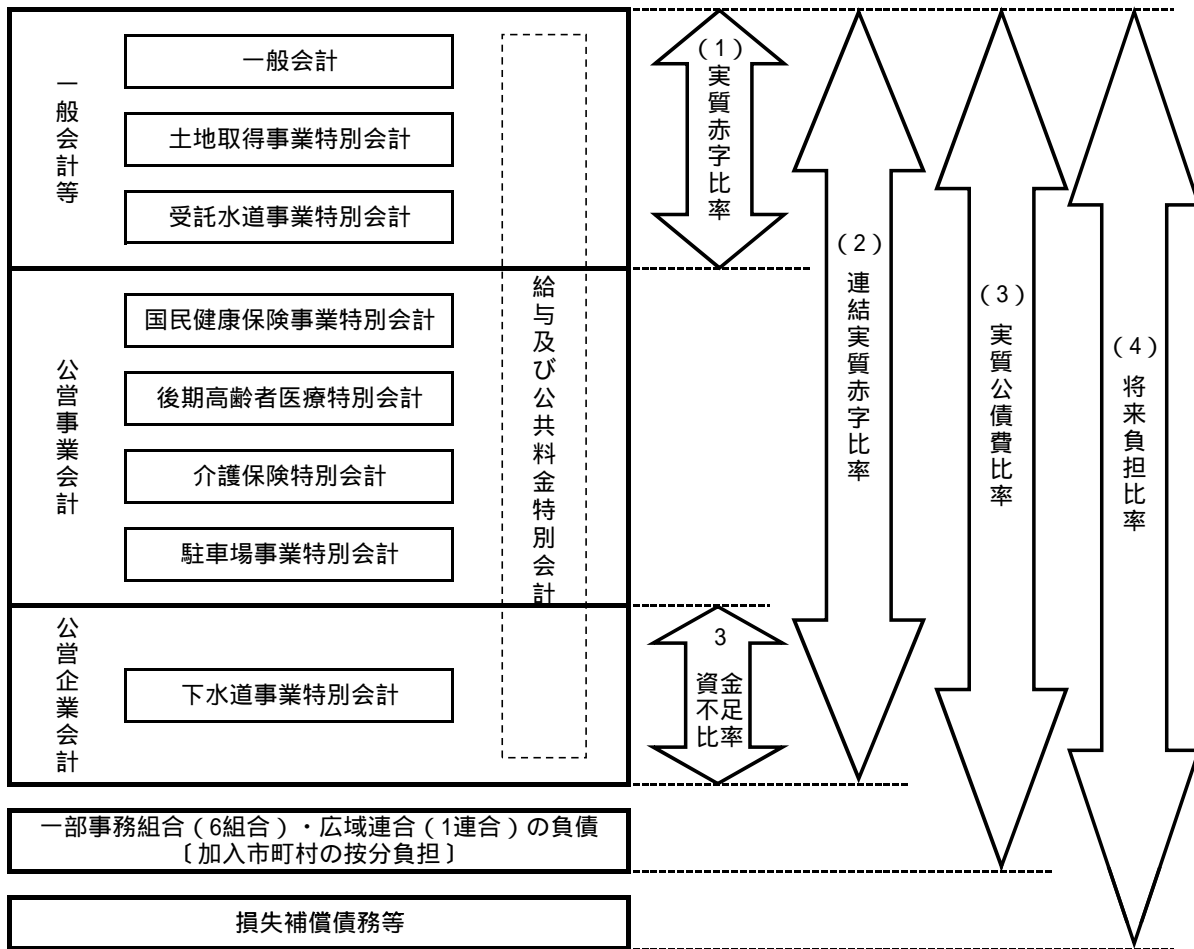
健全化法は、地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることを目的として、平成21年4月から本格施行されたもので、ここに定められた基準を超えると、以下の計画を定め、財政の健全化を図っていく。

- ・「財政健全化計画」(早期健全化基準を超える場合)もしくは「財政再生計画」(財政再生基準を超える場合)
- ・「経営健全化計画(公営企業会計)」(経営健全化基準を超える場合)

健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化法に基づき議会への報告及び公表が義務づけられている。

【財政健全化判断指標】

1 対象とする会計



2 健全化判断比率

区 分		23年度	22年度	早期健全化基準 a	財政再生基準 b	
健全化判断比率	再生判断比率	(1) 実質赤字比率	-%	-%	11.25%	20%
		(2) 連結実質赤字比率	-%	-%	16.25%	30% d
		(3) 実質公債費比率 (3か年平均)	1.1%	1.8%	25%	35%
		(4) 将来負担比率	22.5%	21.4%	350%	
3 資金不足比率(下水道事業)		-%	-%	経営健全化基準 20% c		

- a 財政健全化計画を定めなければならない基準
- b 財政再生計画を定めなければならない基準
- c 経営健全化計画を定めなければならない基準
- d 経過措置として、21年度40%、22年度35%、23年度以降30%

算式の( ) 数値は、本市の23年度決算数値  
単位は千円

(1) 実質赤字比率（一般会計等）

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。  
実質赤字とは、形式収支（歳入－歳出）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支が赤字の場合をいう。

$$\begin{aligned} \text{算式} \\ \text{実質赤字比率} &= \frac{\begin{matrix} (0) & & (0) & & (0) \\ \text{※2} & & \text{※3} & & \text{※4} \\ \text{繰上充用額} & + & \text{支払繰延額} & + & \text{事業繰越額} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ \text{※5} \end{matrix}} \\ (-\%) \text{ ※1} & \qquad \qquad \qquad (103, 279, 573) \end{aligned}$$

- ※1 計算結果が0%以下のときは-%
- ※2 繰上充用額 : 歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
- ※3 支払繰延額 : 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ※4 事業繰越額 : 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- ※5 標準財政規模 : 自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

(2) 連結実質赤字比率（全会計）

公営企業や国民健康保険などの公営事業を含めたすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

$$\begin{aligned} \text{算式} \\ \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\begin{matrix} (0) & & (0) & & (4, 470, 712) & & (43, 706) \\ \text{実質赤字を} & & \text{資金不足を} & & \text{実質黒字を} & & \text{資金剰余を} \\ \text{生じた会計の} & & \text{生じた公営} & & \text{生じた会計の} & & \text{生じた公営} \\ \text{実質赤字の} & & \text{企業会計の} & & \text{実質黒字の} & & \text{企業会計の} \\ \text{合計額} & + & \text{資金不足額} & & \text{合計額} & + & \text{資金剰余額} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準財政規模} \\ \text{※5} \end{matrix}} \\ (-\%) \text{ ※1} & \qquad \qquad \qquad (103, 279, 573) \end{aligned}$$

## (全会計の実質収支額)

(単位 千円)

区 分		歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
一般会計等	一般会計	183,614,089	180,104,143	3,509,946	510,377	2,999,569
	土地取得事業特別会計	600,226	600,226	0		0
	受託水道事業特別会計	1,664,986	1,664,986	0		0
	計	185,879,301	182,369,355	3,509,946	510,377	2,999,569
公営事業計	国民健康保険事業特別会計	57,904,248	56,552,183	1,352,065		1,352,065
	後期高齢者医療特別会計	8,555,785	8,545,002	10,783		10,783
	介護保険特別会計	29,513,654	29,405,359	108,295		108,295
	駐車場事業特別会計	1,165,970	1,165,970	0		0
	給与及び公共料金特別会計	33,609,549	33,609,549	0		0
	計	130,749,206	129,278,063	1,471,143	0	1,471,143

(単位 千円)

区 分		歳入総額 A	歳出総額 B	資金不足・ 剰余額 C (A-B)	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
公営企業計	下水道事業特別会計	13,326,070	13,282,364	43,706		43,706

(単位 千円)

区 分		歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
全 会 計		329,954,577	324,929,782	5,024,795	510,377	4,514,418

(3) 実質公債費比率

一般会計等が1会計年度に負担した元利償還金及び準元利償還金の一般財源額の標準財政規模に対する比率。

この比率が、18%を超えると起債許可団体になり、25%を超えると一般単独事業の起債が制限され、35%を超えると災害関係を除く公共事業の起債が制限されることになる。

算式

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{(単年度)} \\
 \text{(0.23611\%)}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 (15,117,063) \quad (5,889,380) \quad (7,948,685) \quad (12,844,227) \\
 \left( \begin{array}{l} \text{市債の} \\ \text{元利償還金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{※6} \\ \text{準元利} \\ \text{償還金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{※7} \\ \text{特定財源} \end{array} + \begin{array}{l} \text{元利償還金・} \\ \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right)
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\
 \text{基準財政需要額算入額} \\
 (103,279,573) \quad (12,844,227)
 \end{array}
 }
 \end{array}$$

※6 準元利償還金

- ①満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
- ③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
- ④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設費用のうち地方公共団体が割賦支払いのため設定した債務負担行為等に基づく支出額及び利子補給に係るもの
- ⑤一時借入金の利子

※7 特定財源

- ①国・都からの支出金
- ②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
- ③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市営住宅使用料
- ④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計画税
- ⑤その他の特定財源

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{(3か年平均)} \\
 \text{(1.1\%)} \\
 \text{※8}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 (1.79598\%) \quad (1.29025\%) \quad (0.23611\%) \\
 \text{21年度} \quad \text{22年度} \quad \text{23年度} \\
 \text{実質公債費比率} + \text{実質公債費比率} + \text{実質公債費比率}
 \end{array}
 }{
 3
 }
 \end{array}$$

※8 3か年平均の算出方法は、各年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切捨てる。

(実質公債費比率の内訳)

(単位 千円)

区 分		21年度	22年度	23年度
市債の 元利償還金 A	公債費	16,734,533	15,293,416	15,117,063
※6 準元利償還金 B	① 満期一括償還に係る公債費 (平成17年度に借入れた八王子みどり市民債10億円分)	33,333	33,333	0
	② 特別会計への繰出金 (下水道と駐車場の公債費充当分)	4,214,881	4,210,086	4,107,925
	③ 一部事務組合負担金 (東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合の公債費負担分)	789,123	683,393	592,456
	④ 公債費に準ずる債務負担行為 (ニュータウン学校施設の取得)	1,388,292	1,212,562	1,185,106
	⑤ 一時借入金利子 (起債前貸しに伴う利子)	0	23,271	3,893
	準元利償還金 計	6,425,629	6,162,645	5,889,380
※7 特定財源 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費補助金)	1,705,774	1,702,675	1,701,056
	② 貸付金償還金	1,140,000	0	0
	③ 市営住宅使用料	207,839	202,183	182,555
	④ 都市計画税	5,594,183	5,631,842	6,065,074
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計	8,647,796	7,536,700	7,948,685
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D		12,907,764	12,775,911	12,844,227
標準財政規模 E		102,252,099	101,398,065	103,279,573
実質公債費比率(単年度) <sup>※8</sup> F {(A+B)-(C+D)} / (E-D) × 100		1.79598%	1.29025%	0.23611%
実質公債費比率(3か年平均) <sup>※8</sup>		2.8%	1.8%	1.1%

注 区分欄の( )は、本市の23年度決算内容

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

算式

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{cccc}
 (224,542,425) & (14,674,241) & (54,883,215) & (134,564,052) \\
 \text{9} & \text{10} & \text{11} & \\
 \text{将来負担額} & \text{充当可能} & \text{特定財源} & \text{市債現在高等に係る} \\
 & \text{基金額} & \text{見込額} & \text{基準財政需要額算入見込額} \\
 & & & \text{)} \\
 \text{将来負担比率} & = & \text{標準財政規模} & - \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\
 \text{(22.5\%)} & & \text{(103,279,573)} & \text{基準財政需要額算入額} \\
 & & & \text{(12,844,227)}
 \end{array}
 \end{array}$$

9 将来負担額

一般会計等の当該決算年度末における市債現在高  
 大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った  
 公共施設等の建設費用のうち地方公共団体が割賦支払いに係るもの及び新体育  
 館に係る公共施設の建設事業費等に係る支出のため設定した債務負担行為等  
 に基づく支出予定額  
 一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額  
 一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額  
 退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額  
 損失補償等による負担見込額  
 連結実質赤字額  
 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

10 充当可能基金額

地方自治法第241条に定める基金。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
 施行規則第14条の規定に基づくもの)

11 特定財源見込額

国・都からの支出金  
 貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金  
 市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅  
 使用料  
 都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税  
 その他の特定財源



(将来負担比率の内訳)

(単位 千円)

区	分	23年度	22年度	増減額
9 将来負担額 A	一般会計等市債現在高	126,356,319	129,464,045	3,107,726
	公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出 予定額(ニュータウン学校施設取得・新体 育館整備)	18,004,999	17,132,965	872,034
	特別会計への繰出見込額 (下水道と駐車場の償還見込額)	44,935,720	47,255,035	2,319,315
	一部事務組合等負担見込額 (東京たま広域資源循環組合、多摩ニュー タウン環境組合、南多摩斎場組合の償還見 込額)	2,846,352	3,432,852	586,500
	退職手当負担見込額 (2,753人分)	32,398,977	32,162,092	236,885
	損失補償等による負担見込額 (私立高等学校入学資金損失補償分)	58	183	125
	連結実質赤字額	0	0	0
	一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
	将来負担額 計	224,542,425	229,447,172	4,904,747
10 充当可能額 B	財政調整基金、減債基金等	14,674,241	16,016,800	1,342,559
11 特定財源額 C	国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施設整 備費償還費補助金)	17,063,469	18,960,370	1,896,901
	貸付金償還金 (多摩都市モノレール貸付金償還金)	68,279	68,279	0
	市営住宅使用料	1,223,400	1,345,832	122,432
	都市計画税	36,528,067	38,752,154	2,224,087
	その他の特定財源	0	0	0
特定財源見込額 計	54,883,215	59,126,635	4,243,420	
市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D		134,564,052	135,259,036	694,984
標準財政規模 E		103,279,573	101,398,065	1,881,508
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		12,844,227	12,775,911	68,316
将来負担比率 { A - ( B + C + D ) } / ( E - F ) × 100		22.5%	21.4%	1.1ポイント

注 区分欄の( )は、本市の23年度決算内容

### 3 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。  
本市では、下水道事業特別会計が該当する。

算式

$$\begin{array}{l} \text{資金不足比率} \\ \text{(-\%)} \\ \text{\textcircled{1}} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{\textcircled{0}} \text{\textcircled{12}} \\ \text{資金の不足額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{事業の規模} \\ \text{(8,766,283)} \\ \text{\textcircled{14}} \end{array}}$$

※12 資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に  
充当するために起こした市債現在高）－解消可能資金不足額 ※13

※13 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる  
等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※14 事業の規模：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額